



重 要 事 項 説 明 書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている特定施設入居者生活介護サービス並びに介護予防特定施設入居者生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 115 号)」第 10 条の規定に基づき、指定特定施設入居者生活介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。



介護付有料老人ホーム

あさなぎ

Home Asanagi

株式会社 森本 / 〒590-0503 大阪府泉南市新家 1811 番地
TEL 072-483-2588 / FAX 072-483-2587
大阪府指定介護保険特定施設 第 2775600774 号

重要事項説明書

記入年月日	令和 8 年 7 月 1 日
記入者名	森本 健誠
所属・職名	あさなぎ・施設長

1. 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしがいいしゃ もりもと 株式会社 森本	
主たる事務所の所在地	〒590-0503 大阪府泉南市新家 1811 番地	
連絡先	電話番号／FAX 番号	072-483-2588／072-483-2587
	メールアドレス	home.asanagi@gmail.com
	ホームページアドレス	https://asanagi.wixsite.com/home
代表者(職名／氏名)	代表取締役／森本 健誠	
設立年月日	昭和 25 年 3 月 17 日	
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス一覧表) 介護保険事業	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきゆうりょうろうじんほーむ あさなぎ 介護付有料老人ホーム あさなぎ		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒590-0503 大阪府泉南市新家 1811 番地		
主な利用交通手段	JR 阪和線「新家駅」より約 300m(徒歩約 5 分)		
連絡先	電話番号	072-483-2588	
	FAX 番号	072-483-2587	
	ホームページアドレス	https://asanagi.wixsite.com/home	
管理者(職名／氏名)	施設長／森本 健誠		
有料老人ホーム事業開始日／ 届出受理日・登録日(登録番号)	平成 17 年 9 月 1 日／平成 17 年 2 月 15 日		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775600774	所管している自治体名	泉南市
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日 平成 17 年 9 月 1 日	指定の更新日(直近) 令和 5 年 9 月 1 日	
介護予防特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775600774	所管している自治体名	泉南市
介護予防特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日(直近)	指定日 平成 18 年 7 月 1 日	指定の更新日(直近) 令和 5 年 9 月 1 日	

3. 建物概要

土地	権利形態	賃貸権		抵当権		あり	契約の自動更新		あり
	賃貸借契約の期間	平成 17 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日							
	面積	1,600.7 ㎡							
建物	権利形態	所有権		抵当権		あり	契約の自動更新		あり
	延床面積	1,642.5 ㎡(うち有料老人ホーム部分 1,642.5 ㎡)							
	竣工日	平成 17 年 8 月 1 日			用途区分		有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物							
	構造	鉄骨造							
	階数	4 階							
居室の状況	総戸数	32 戸			届出又は登録(指定)をした室数			32 室(32 室)	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積㎡	室数	備考
	介護居室個室	○	○	×	○	○	19.07	25	1 人部屋 (Bタイプ)
	介護居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	×	○	○	22.04	4	2 人部屋 (Cタイプ)
	介護居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	×	○	○	28.24	3	2 人部屋 (Aタイプ)
共用施設	共用トイレ	6 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ					1 ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ					6 ヶ所
	共用浴室	大浴場		1 ヶ所		個室		3 ヶ所	
	介護浴槽	機械浴		1 ヶ所					
	食堂	1 ヶ所				入居者や家族が利用 できる調理設備		なし	
	機能訓練室	1 ヶ所							
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1 ヶ所			
	廊下	中廊下		1.8m		片廊下		1.8m	
	汚物処理室	4 ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	詰所、事務所			通報先から居室までの到着予定時間			1～3 分
	その他	エントランス、応接・相談室、ヘルパーステーション、看護室、洗濯室、談話コーナー							
消防用設備等	消化器	あり	自動火災報知設備			あり	火災通報設備		あり
	スプリンクラー	あり							
	防火管理者	あり	消防計画			あり	避難訓練の年間回数		2 回

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	1. 介護は、特定施設サービス並びに介護予防特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活、機能訓練等の世話を行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。 2. 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 3. 入居者の家族との連携を常に図り、できる限り入居者と家族との交流の機会を確保するよう努める。 4. 安定的かつ継続的な事業運営に努める。 5. 事業の実施に当たっては、協力医療機関、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。	
サービスの提供内容に関する特色	ご入居者様一人ひとりの意思、人権、プライバシーを尊重し、安全で質の高い個別的なサービスを提供します。また、ご入居者様の自立支援、健康管理、事故防止に努め、ゆとり・喜び・安心感のある環境と、ご入居者様、ご家族様、スタッフが和やかに過ごせる家庭的な環境づくりを目指します。	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排泄又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社 テスティパル
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援(供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	・状況把握サービスの内容: 毎日 1 回以上、居室訪問による安否確認・状況把握(声かけ)を行う。 ・生活相談サービスの内容: 日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。	
健康診断の定期検診	委託	医療法人白卯会 白井病院
	提供方法	年 1 回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添 2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)	
虐待防止	①虐待防止に関する責任者は、管理者の森本健誠です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。	
身体的拘束	①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で 1 ヶ月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。(継続して行う場合は概ね 1 ヶ月毎行う。) ②経過観察及び記録をする。 ③2 週間に 1 回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3 ヶ月に 1 回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。	

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画(以下、「計画」という。)を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行う。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		・外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出ること。 ・身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出ること。 ・喧嘩、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけること。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		なし
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	なし
	夜間看護体制加算(Ⅱ)	あり
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	あり
	看取り介護加算	なし
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅲ) あり
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅱ) あり
	入居継続支援加算	なし
	生活機能向上連携加算	なし
	若年性認知症入居者受入加算	あり
	口腔衛生管理体制加算	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	なし
	退院・退所時連携加算	あり
	退居時情報連携加算	あり
	科学的介護推進体制加算	なし
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし (介護・看護職員の配置率) 2.3 : 1 以上

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
協力医療機関	名称	医療法人白卯会 白井病院（ホームから 1.2km）	
	住所	大阪府泉南市新家 2776 番地	
	診療科目	一般内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・老年内科・神経内科・心療内科・精神科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科	
	協力内容	外来・訪問診療、入居者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保、診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	
新興感染症発生時に連携する医療機関	名称	医療法人白卯会 白井病院（ホームから 1.2km）	
	住所	大阪府泉南市新家 2776 番地	
協力歯科医療機関	名称	医療法人優社会 坂本歯科クリニック（ホームから 350m）	
	住所	大阪府泉南市新家 2965-1	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	満 60 歳以上(2 人で入居される場合はどちらかが満 60 歳以上)の方		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	1. 不正手段により入居したとき 2. 費用の支払いを 2 ヶ月以上滞納したとき 3. 建物、付属設備等を故意に破損したとき 4. 入居者の行動が他の入居者に重大な影響を及ぼすとき 5. その他、契約内容に違反したとき	
	解約予告期間	1 ヶ月	
入居者からの解約予告期間	0.5 ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1 泊 5,000 円(食事代別途)
入居定員	39 人		

5. 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数(実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	22	10	12	15.0	
介護職員	16	9	7	12.9	
看護職員	6	1	5	2.1	機能訓練指導員 1 名
機能訓練指導員	1	1		0.1	看護職員 1 名
計画作成担当者	1	1		1	
栄養士					
調理員					
事務員	2	2		2	
その他職員					
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				35 時間	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	常勤	非常勤	備考
介護福祉士	4	3	1	
介護福祉士実務者研修修了者	4	1	3	
介護職員初任者研修修了者	3	3	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	常勤	非常勤	備考
看護師又は准看護師	1	1		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(20 時～7 時)		
	平均人数	最少時人数(宿直者・休憩者等を除く)
看護職員		
介護職員	2 人	1 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合	契約上の職員配置比率	3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	2.3 : 1

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務 業務に係る資格等		なし							
			なし		資格等の名称		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	看護職員		介護職員		生活相談員					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数		1	2	1						
前年度 1 年間の退職者数				2						
業務に 経 験 年 数	1 年未満									
	1 年以上 3 年未満		2	1						
	3 年以上 5 年未満			1						
	5 年以上 10 年未満		1	2	1					
	10 年以上	1	5	6	3		1		1	
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式		
利用料金の支払い方法	月払い方式		
年齢に応じた金額設定	なし		
要介護状態に応じた金額設定	なし		
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	あり	内容	管理費のみ日割×50%を減額
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇により、改定する場合がある。	
	手続き	運営懇談会の意見を聴く。	

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	要介護	要介護
	年齢	60 歳以上	60 歳以上
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室相部屋(夫婦・親族)
	床面積	19.07 m ²	28.24 m ²
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	あり	あり
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用		なし	なし
月額費用の合計		164,571 円	262,142 円(2 人分)
サービス費	家賃	54,000 円	77,000 円
	特定施設入居者生活介護※の費用	(要介護 1) 19,371 円	(要介護 1) 19,371 円
	介護保険外 食費	55,200 円	55,200 円
	管理費	36,000 円	36,000 円
	電気代	実費	実費
	介護保険外費用	(別添2)のとおり	(別添2)のとおり
備考	介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。 居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。		

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃借料、設備備品費、借入利息等を基礎として、1 室あたりの家賃を算定
敷金	なし
前払金	なし
食費	厨房維持費、及び 1 日 3 食を提供するための費用
管理費	各居室の水道代、共用部の水道光熱費、衛生・車両維持管理費、消耗品費、事務管理部門に関する経費等
電気代	実費
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	アメニティセット 200 円/日(税込)

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	(上掲)
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7. 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65 歳未満	
	65 歳以上 75 歳未満	
	75 歳以上 85 歳未満	5 人
	85 歳以上	30 人
要介護度別	自立	
	要支援 1	2 人
	要支援 2	3 人
	要介護 1	6 人
	要介護 2	7 人
	要介護 3	5 人
	要介護 4	5 人
	要介護 5	7 人
入居期間別	6 ヶ月未満	8 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	16 人
	5 年以上 10 年未満	8 人
	10 年以上 15 年未満	
	15 年以上	
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		／
入居者数		35 人

(入居者の属性)

性別	男性	6 人	女性	29 人	
男女比率	男性	17.1%	女性	82.9%	
入居率	89.7%	平均年齢	90.4 歳	平均介護度	2.6

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	
	社会福祉施設	
	医療機関	8 人
	死亡者	2 人
	その他	
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		株式会社 森本
電話番号/FAX		072-483-2588/072-483-2587
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	9:00～17:00
	日曜・祝日	9:00～17:00
定休日		なし
窓口の名称(所在市町村(保険者))		泉南市福祉保健部長寿社会推進課高齢福祉係
電話番号/FAX		072-483-8253/072-4480-2134
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称(大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号/FAX		06-6949-5418/—
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称(有料老人ホーム所管庁)		泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課
電話番号/FAX		072-493-2023/072-462-7780
対応している時間	平日	9:00～17:00
	土曜	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称(虐待の場合)		泉南市福祉保健部長寿社会推進課
電話番号/FAX		072-483-8253/072-483-6477
対応している時間	平日	9:00～17:30
	土曜	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損害保険ジャパン株式会社
	加入内容	介護付きホーム賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	
		実施日	平成 30 年 4 月 1 日
		結果の開示	なし
		開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
		開示の方法	

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10. その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1 回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	担当者の配置	
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	
	あり	指針の整備	
	あり	定期的な研修の実施	
	なし	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと	
業務継続計画(BCP)の策定状況等	あり	感染症に関する業務継続計画	
	あり	災害に関する業務継続計画	
	あり	職員に対する周知の実施	
	あり	定期的な研修の実施	
	あり	定期的な訓練の実施	
	あり	定期的な業務継続計画の見直し	
提携ホームへの移行	なし		
個人情報の保護	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。		
緊急時等における対応方法	・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。(緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく)(例) ・病気、発熱(38 度以上)、事故(骨折・縫合等)が発生した場合、連絡先(入居者が指定した者:家族、後見人)及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性			適合
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項			なし
上記項目以外で合致しない事項			なし

添付書類：(別添1)別を実施する介護サービス一覧表
 (別添2)個別選択による介護サービス一覧表
 (別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表
 (別添4)介護報酬額の自己負担基準表

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

入居者	住 所	〒 -
	氏 名	印
身元引受人 (代理人)	住 所	〒 -
	氏 名	印

上記の重要事項の内容について、入居者、身元引受人(代理人)に説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	〒590-0503 大阪府泉南市新家 1811 番地
	法人名及び 代表者名	株式会社 森本 代表取締役 森本 健誠 印
	事業所名	あさなぎ
	説明者氏名	施設長 森本 健誠 印

(メモ)

この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後契約を締結する場合には、利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が(署名)記名押印を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことは言うまでもありません。したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。

しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力(行為能力)が十分でない場合は、代理人(法定代理人・任意代理人)を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者(例えば同居親族や近縁の親族など)であることが望ましいものと考えます。

なお手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

(別添1)事業者が所在市町で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	あさなぎ	泉南市新家 1811 番地
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	なし		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	あさなぎ	泉南市新家 1811 番地
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

(別添2)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備考
			料金(税込)	
介護サービス	巡回	あり	月額費に含む	
	食事介助	あり	月額費に含む	
	排せつ介助・おむつ介助	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	商品単位で購入	自己負担、持ち込みも可
	入浴(一般浴)介助・清拭	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合:750円/回
	特浴介助	あり	週3回までは月額費に含む	週4回以上の場合:750円/回
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	
	通院介助	あり	協力医療機関は月額費に含む	協力医療機関以外への通院介助:750円/30分毎 協力医療機関以外への移送サービス:750円/15分毎
生活サービス	居室清掃	あり	週2回までは月額費に含む	週3回以上の場合:750円/回
	リネン交換	あり	月額費に含む	
	日常の洗濯	あり	月額費に含む	
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	食堂へ出られない場合に限る
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	あり	月額費に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	1,900円/回	外部からの訪問理美容
	買い物代行	あり	週1回までは月額費に含む	週2回以上の場合:750円/回
	役所手続代行	あり	月額費に含む	介護保険に関する手続きに限る
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理	定期健康診断	あり		
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額費に含む	
入退院	移送サービス	あり	協力医療機関は月額費に含む	協力医療機関以外への移送サービス:750円/15分毎
	入退院時の同行	あり	協力医療機関は月額費に含む	協力医療機関以外への同行:750円/30分毎
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	あり	月額費に含む	

(別添3)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表

当施設の地域区分単価 6 級地 10.27 円

利用者負担額は、1 割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2 割又は 3 割負担となります。

基本費用		1 日あたり(円)		30 日あたり(円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	183	1,879	188	56,382	5,639		
要支援 2	313	3,214	322	96,435	9,644		
要介護 1	542	5,566	557	166,990	16,699		
要介護 2	609	6,254	626	187,632	18,764		
要介護 3	679	6,973	698	209,199	20,920		
要介護 4	744	7,640	764	229,226	22,923		
要介護 5	813	8,349	835	250,485	25,049		
加算費用	算定の有無等	単位数	1 日あたり(円)		30 日あたり(円)		算定回数等
			利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算(Ⅱ)	あり	9	92	10	2,772	278	
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症受入加算	あり	120	1,232	124	36,972	3,698	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	あり	100			1,027	103	1 月につき
看取り介護加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	61	7	1,848	185	
介護職員等処遇改善加算	(Ⅱ)	((介護予防)特定施設入居者生活介護＋加算単位数)×15.3%					1 月につき
退院退所時連携加算	あり	30	308	31	9,243	925	入居後 30 日以内
退居時情報連携加算	あり	250	2,567	257			1 回につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	あり	10			102	11	1 月につき

(加算の概要)

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

- ・常勤の看護師を 1 名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・生活機能向上連携加算

- ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、特定施設入居者生活介護事業所等を訪問し、特定施設入居者生活介護事業所等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。

・若年性認知症受入加算

- 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

・医療機関連携加算【短期利用(地域密着含む)は除く】

- ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
- ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月 1 回以上情報を提供したこと。

・看取り介護加算【要支援と短期利用(地域密着含む)は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援していること。

・退院退所時連携加算

医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること。

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

前年度(3 月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数(生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員)のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であること。

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

(別添4)介護報酬額の自己負担基準表

①介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割の場合)	自己負担額/月 (2割の場合)	自己負担額/月 (3割の場合)
要支援1	183単位/日	56,383円	5,639円	11,277円	16,915円
要支援2	313単位/日	96,436円	9,644円	19,288円	28,931円
要介護1	542単位/日	166,991円	16,700円	33,399円	50,098円
要介護2	609単位/日	187,633円	18,764円	37,527円	56,290円
要介護3	679単位/日	209,200円	20,920円	41,840円	62,760円
要介護4	744単位/日	229,227円	22,923円	45,846円	68,769円
要介護5	813単位/日	250,486円	25,049円	50,098円	75,146円
個別機能訓練加算					
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9単位/日	2,773円	277円	555円	832円
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位	1,027円	103円	205円	308円
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)					
看取り介護加算 (死亡前日及び前々日)					
看取り介護加算 (死亡日)					
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	1,849円	185円	370円	555円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	((介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数)×15.3%				
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	36,972円	3,697円	7,394円	11,092円
退院退所時連携加算 (入居後30日以内)	30単位/日	9,243円	924円	1,849円	2,773円
退居時情報連携加算	250単位/回	2,568円	256円	513円	770円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位	103円	10円	21円	31円

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担額

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		68,439円	114,623円	199,166円	222,972円	247,836円	270,933円	295,437円
自己負担	(1割の場合)	6,844円	11,462円	19,917円	22,297円	24,784円	27,093円	29,544円
	(2割の場合)	13,688円	22,925円	39,833円	44,594円	49,567円	54,187円	59,087円
	(3割の場合)	20,532円	34,387円	59,750円	66,892円	74,351円	81,280円	88,631円

・上記は、夜間看護体制加算(Ⅱ)、協力医療機関連携加算(Ⅰ)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)を算定の場合の例です。

